

○農林水産省告示第二千七百九十三号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百五十四条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十四条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百十五條第二項及び第二百三十六條第二項の規定に基づき、畑作物共済に係る共済掛金標準率、畑作物通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第七十四号（畑作物基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。
- 3 この告示は、平成三十一年一月一日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用する。

「次のよう」の部分

(共済掛金標準率)

第1 畑作物共済に係る農業保険法(以下「法」という。)第154条第3項の共済掛金標準率(以下「共済掛金標準率」という。)は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める率とする。

- (1) 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第140条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する引受方式並びに規則附則第17条第2項に規定する一筆方式 組合員等(法第10条第1項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)につき、当該組合員等の住所がその区域内に存する別表1の都道府県(別表2において当該都道府県の区域を細分した地域を定めたときは、別表1の当該地域。以下同じ。)に係る別表1の共済掛金標準率の欄に定める率
- (2) 規則第140条第1項第3号に規定する地域インデックス方式 組合員等が畑作物共済に係る農作物の耕作を行う耕地につき、当該組合員等の住所がその区域内に存する別表1の都道府県に係る同表の当該耕地が存する統計単位地域に係る同表の共済掛金標準率の欄に定める率

(畑作物通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率)

第2 畑作物共済に係る農業保険法施行令第34条第4項の畑作物通常標準被害率、規則第215条第2項の農林水産大臣が定める再保険料基礎率(以下「再保険料基礎率」という。)及び規則第236条第2項の農林水産大臣が定める保険料基礎率(以下「保険料基礎率」という。)については、第1の規定を準用する。

- (注) 1 別表1及び別表2の「類区分」、「引受方式」及び「支払開始割合・共済限度額割合」の各欄は、規則第147条各号に掲げる区分に対応する。
- 2 この告示の公布後に農業共済組合又は市町村の区域変更が行われた場合についても、別表2に掲げる区域は、当該区域変更が行われた後最初に別表1が改定されるまでの間は、当該区域変更の前の区域とする。
 - 3 この告示の公布後に特定組合(法第73条第4項に規定する特定組合をいう。以下同じ。)が成立した場合において、政府と当該特定組合との間に存することとなる畑作物共済の保険関係に係る保険料基礎率については、第2において準用する第1中「共済掛金標準率の欄」とあるのは、「再保険料基礎率の欄」と読み替えるものとする。